

市内で活動
する地域福祉を
推進する事業を
応援します！

令和8年度
共同募金助成金による

“赤い羽根” ふじえだ生き生き助成金
交付申請の手引き



藤枝市社協
キャラクター：キー坊

◇締 切

令和8年5月29日（金）必着

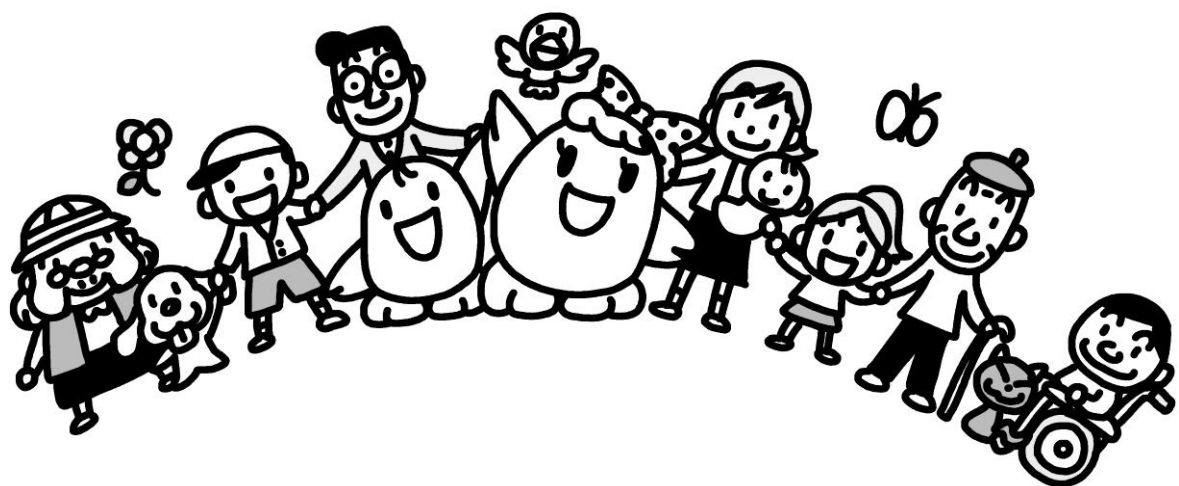
◇申請・受付先

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会
藤枝市岡部町内谷1400-1
藤枝市福祉センターきすみれ
電話 054-667-2940
FAX 054-667-3319

★助成金の目的

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、藤枝市内で行われている地域福祉推進事業における活動を支援することを目的に助成するものです。

なお、この助成金は、赤い羽根共同募金を財源にしています。



1. 対象団体

藤枝市内に活動拠点を置き、地域福祉推進のために事業を行う以下のA～Cにあてはまる団体で、(1)～(6)の全てに該当する団体が対象となります。

- A : ボランティア団体、市民活動団体、障害当事者団体 等
- B : 自治会、町内会、NPO法人 等
- C : 団体設立後3年未満のボランティア団体、市民活動団体、障害当事者団体 等

- (1) 市内に活動拠点を置いて、地域福祉推進のために事業を行う団体であること。
- (2) 代表者を含め5人以上の構成員で組織していること。
- (3) 申請日までに1年以上の活動実績があること。(新規団体活動事業については、今後1年以上活動の見込みがあること)
- (4) 会則又は規約等を有し、責任者が明確であり、団体として独立した経理が行われていること。
- (5) 政治活動、宗教活動、営利活動、特定の公職者(候補者を含む)若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対する活動又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 団体の繰越金が、団体収支予算の収入合計額の2割を超えないこと。

2. 助成対象事業、助成金額

区分A： ボランティア団体、市民活動団体、障害当事者団体 等

①福祉のまちづくり・社会参加活動事業

対象事業（例）	助成条件	助成上限額(万円)	
■地域福祉を推進するための活動で、住民や対象者に貢献できる活動 （子育て支援や養成講座、学習会、研修会等） ■障害児者等の自立支援及び社会参加を目的に行う事業 （学習会、スポーツ、調理を通じての交流等）	●自己研鑽、趣味の活動等は対象外 ●団体の運営に係る会議等は対象外 ●実施期間：4月～3月	年24回以上、かつ1回の参加者（対象者・保護者・ボランティア等）が10人以上	8
		年12回以上、かつ1回の参加者（対象者・保護者・ボランティア等）が7人以上	5
		年6回以上、かつ1回の参加者（対象者・保護者・ボランティア等）が5人以上	3
		ボランティア連絡協議会に加盟している団体、または障害当事者が参加する事業は2万円加算	

②交流・啓発事業

対象事業（例）	助成条件	助成上限額(万円)
■日頃活動を別に行っている他団体との交流、住民を対象とした福祉に関する講演会・福祉イベント・研修会等	●申請団体が行う通常活動は除く ●2月末日までに終了すること ●実施期間：7月～2月	7

③外出事業

対象事業（例）	助成条件	助成上限額(万円)
■障害当事者やその家族等による宿泊、日帰り事業（市外の活動可）。	●障害当事者の参加10人以上 ●2月末日までに終了すること ●実施期間：7月～2月	5

区分B： 自治会、町内会、NPO法人 等

交流・啓発事業

対象事業（例）	助成条件	助成上限額（万円）	
		申請回数	
<p>■広く住民を対象とした事業で、原則1～3日で行うもの</p> <p>■福祉に関する講演会、三世代・四世代交流事業、自治会・町内会単位で行うふれあいまつり等</p>	<p>参加者（見込みで可）が100人以上</p> <p>事業内容に関わらず、同一団体の申請は5回を限度とする</p> <p>●2月末日までに終了すること</p> <p>●実施期間：7月～2月</p>	1回目	7
		2回目	7
		3回目	6
		4回目	4
		5回目	2

区分C： 設立後3年未満のボランティア団体、市民活動団体、障害当事者団体 等

新規団体活動事業

対象事業（例）	助成条件	助成上限額（万円）
<p>■地域福祉を推進するための活動で、継続的に住民や対象者に貢献できる活動（子育て支援や学習支援、研修会等）</p>	<p>●設立後3年未満の団体</p> <p>●今後1年以上継続した活動の見込みがあること</p> <p>●1日で完結するような単発事業ではなく、年間を通して継続的に行う事業であること</p>	3

3. 助成の条件

- ① 事業参加費及び申請団体の自主財源を当該総事業費の3分の1以上確保すること。
※ただし、未成年者で組織する団体についてはこの限りではない。
- ② 趣味のサークル等、主に自助を目的とする自主事業でないこと。ただし、障害当事者団体等の自立や社会参加等を促進させる自主事業については対象とする。
- ③ 申請は、1団体1事業とすること。
- ④ 申請書と助成事業の内容に虚偽のないものにすること。
- ⑤ 公的サービス事業と重複しない事業とすること。
- ⑥ 静岡県、藤枝市、静岡県共同募金会、静岡県社会福祉協議会、藤枝市社会福祉協議会（以下「市社協」という）、及び各地区社会福祉協議会から**助成金・補助金及び委託金**を受けていない事業とすること。
- ⑦ 原則市内で行う事業であること。（※ただし、外出事業においてはこの限りではない。）
- ⑧ 助成事業を行う際は、ふじえだ生き生き助成金の助成事業であることを看板やチラシ等に明記すること。
- ⑨ 交付が決定した際、交付年度に実施される赤い羽根共同募金の街頭募金運動に参加すること。
- ⑩ 助成事業を行った際に撮影した写真等を市社協が行う各種広報活動等に使用することを予め承知すること。

4 助成対象経費

申請事業を実施するために直接必要となる次に掲げる経費を助成の対象とします。

区分A・B・Cの全てで助成の対象となる経費

対象経費項目	具体的使用例
謝金	研修会・講演会の講師料・交通費 レクリエーション指導者への技術指導等の謝金・交通費 ☆いずれも外部の講師に限る
消耗品費	事業を実施するのに必要な物品・材料の購入経費・消耗品費 ☆団体の維持・運営に要する経費や備品（カメラ・パソコン等）となるものは対象外
印刷費	募集案内チラシ・広報ポスター・報告書等の印刷・コピー代、冊子作成費
通信運搬費	切手代、ハガキ代
使用料及び賃借料	事業や事前・事後の打合せ時の会場使用料、器具借上げ料、エアコン使用料
保険料	ボランティア行事用保険

区分Aの②と③の事業と区分Bで助成の対象となる経費

対象経費項目	具体的使用例
食べ物及び景品購入費	参加者の飲食及びお茶菓子、ゲームの景品等で渡すもの ☆一人あたり合計220円までの助成
保険料	旅行保険

A③事業のみ対象となる経費

対象経費項目	具体的使用例
交通費等	バス・電車代、バス借上げ代、有料道路代、駐車料金 ☆下見に係る経費等は対象外

※上記以外の経費は助成対象外となります。

対象外となる経費

経費項目	具体的使用例
備品購入費	カメラ・パソコン・プロジェクター等
区分A②と③、区分Bの事業にかかる食べ物及び景品購入費	一人あたり合計220円を上回った金額

5. 申請方法

次の書類に必要事項を記入のうえ、申請締切日までに市社協までご提出ください。

【提出書類】

- (1) ふじえだ生き生き助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（変更事業計画書）（様式第2号）
- (3) 収支予算書（変更収支予算書）（様式第3号）

また、以下の書類を添付してください

【添付書類】

- （会・団体の）今年度事業計画書・収支予算書
- （会・団体の）前年度事業報告書・収支決算書
- 会則または規約 会員名簿
- その他市社協会長が必要と認める書類

【申請締切】

令和8年5月29日（金） 厳守

※所定の申請書にて、期日までに郵送または窓口へ持参してください。

【提出先】

藤枝市社会福祉協議会（藤枝市福祉センターきすみれ）
〒421-1131 藤枝市岡部町内谷1400-1

【その他】

平日 午前8時30分～午後5時15分
（土・日曜日、祝日を除く）

※ メール・FAXによる申請受付は行いません。

※ 受付時間に来所が困難な場合は、早めにご相談ください。

6. 助成の決定

- (1) 審査の結果（助成金額）を申請団体宛に文書で通知いたします。
- (2) 市社協の予算の範囲内で、助成額を決定します。審査の結果や、申請額が予算額を上回った場合など、申請額から減額される場合があることを、予めご了承ください。
- (3) 申請団体、決定額等についてホームページやSNS（facebook やライン等）で公開します。

7. 変更、中止について

次の事項に該当する場合は、あらかじめ市社協会長の承認を受けてください。

- (1) 助成事業を中止し、または廃止しようとする場合
- (2) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合または助成事業の遂行が困難になった場合
- (3) 助成事業内容を大幅に変更をしようとする場合若しくは、助成金使用合計額に変更が生じた場合。

上記に該当し、事業を変更・中止する場合は、市社協までご相談ください。また、手続きとして以下の書類を提出してください。

【提出書類】

- (1) 事業計画書（変更事業計画書）（様式第2号）
- (2) 収支予算書（変更収支予算書）（様式第3号）
- (3) 変更承認申請書（様式第6号）
- (4) その他市社協会長が必要と認める書類

【提出先】

藤枝市社会福祉協議会（藤枝市福祉センターきすみれ）
〒421-1131 藤枝市岡部町内谷1400-1

8. 事業終了後について

事業終了後、出来るだけ速やかに、次の書類を提出してください。

【提出書類】

- (1) ふじえだ生き生き助成金実施報告書（様式第8-1号、第8-2号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 助成対象経費の領収書のコピー
- (4) 実施の様子がわかる写真（5枚程度）、チラシ等
※場合により、広報（社協だより・ホームページ等）活動に使用しますので、
公開可能な写真を提出してください。
- (5) その他市社協会長が必要と認める書類

【提出先】

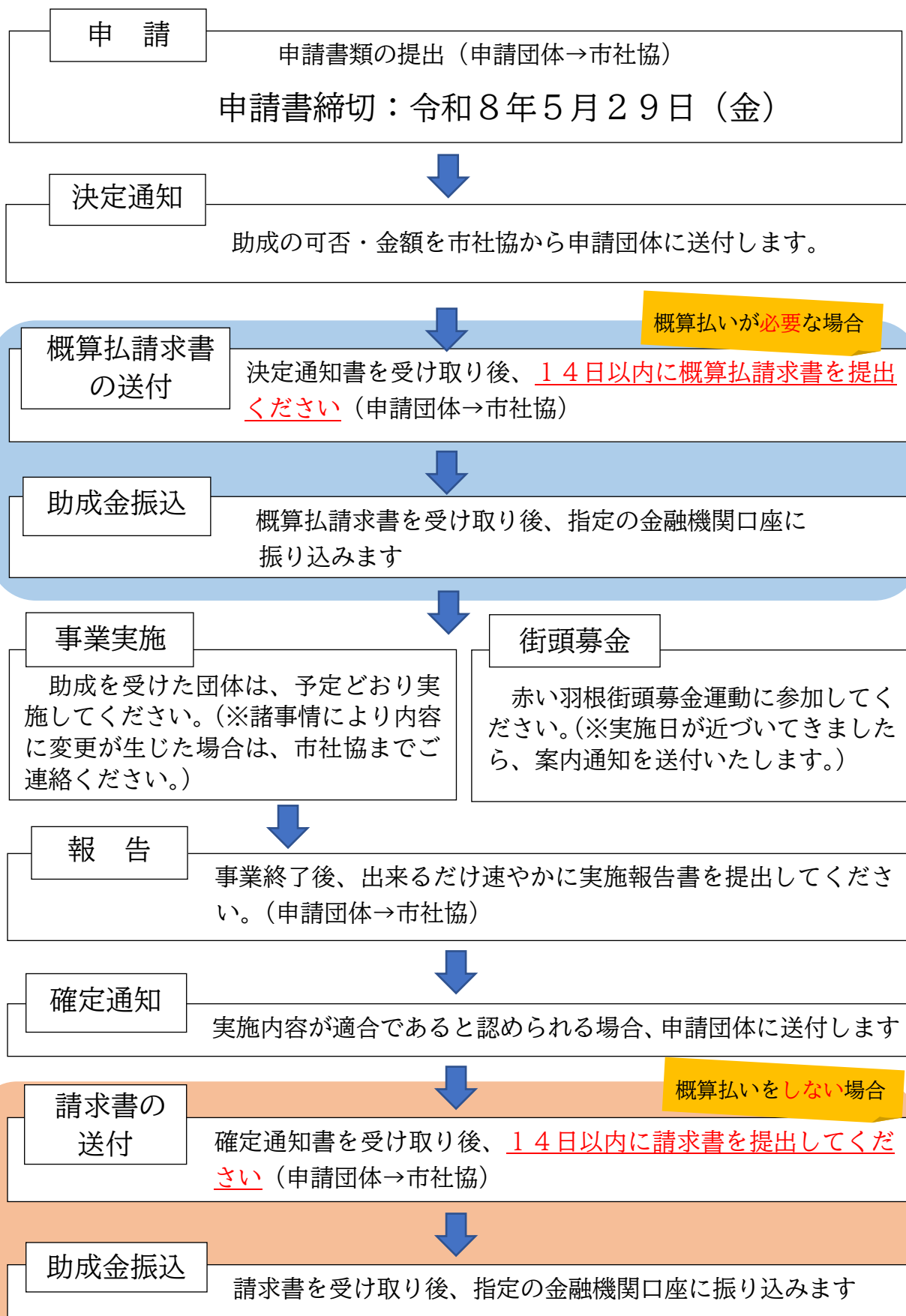
藤枝市社会福祉協議会（藤枝市福祉センターきすみれ）
藤枝市岡部町内谷1400-1

※助成金は申請された事業内容のみの使用に限定します。

なお、事業実施期間に事業が実施できなかった場合は助成金を返還していただきます。また、対象経費の支出額が決定された助成金額より少ない場合は、その差額を速やかに返還していただきます。（※概算払いをした場合）

※決算書の収入内訳において、助成金額が合計額の3分の2未満になるようご注意ください

“赤い羽根” ふじえだ生き生き助成金助成の流れ



*定められた期間内に書類を提出することが難しい場合は、市社協の方までご連絡ください